

改正

令和5年3月30日市長決裁

上尾市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、婚姻に伴う新たな生活を経済的に支援することにより、結婚及び子育てについての希望をかなえることができる環境をつくり、少子化対策の強化及び本市への移住又は定住の促進を図るため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金に関しては、その交付に係る手続にあつては上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号。以下この項及び第10条において「規則」という。）第17条の規定によりこの要綱の定めるところによるものとし、交付に係る手続以外の事項にあつては規則第18条から第23条までに定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第6条第1項の規定による申請をした日の属する年度の初日の属する年の3月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「対象期間」という。）に婚姻の届出をし、当該届出があつた日において夫及び妻のいずれもが39歳以下の者である夫婦をいう。
- (2) 住居費 対象期間において、婚姻を機に、新たに住宅を取得するために要した費用、住宅のリフォームに要した費用（物置、車庫等の附属建築物に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機その他の家庭用電気機械器具の購入及び設置に係る費用を除く。）又は住宅を賃借するために要した費用（当該賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料に限る。）をいう。
- (3) 引越費用 対象期間に住居費に係る住宅に転居する場合において、引越業者又は運送業者に支払う引っ越しに要する費用をいう。

(補助の交付を受けることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 対象期間において、住居費又は引越費用に係る住宅（以下「補助対象住宅」という。）が市内にあり、かつ、第6条第1項の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）にお

いて、補助対象住宅に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されていること。

- (2) 新婚世帯の前年（1月から6月までの間に第6条第1項の規定による申請をした場合にあつては、前々年）の所得の合計額（貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下この号及び第6条第1項第3号において同じ。）の返済を現に行っている場合にあつては当該貸与型奨学金の前年（申請日が1月から6月までの間にあつては、前々年）の年間返済額を控除した額）が500万円未満であること。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた日から3年を超える期間、補助対象住宅に居住する意思があること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助を受けていないこと。
- (6) 過去に内閣府が定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に規定する結婚新生活支援事業として都道府県又は市区町村が交付する補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 自治会、町内会等に参加する意思があること。
- (8) 夫婦の双方が、上尾市暴力団排除条例（平成24年上尾市条例第27号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、第6条第1項の規定による申請をした日の属する年度の初日から翌年の3月31日までの期間に支払う住居費及び引越費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 婚姻の届出があつた日において夫及び妻のいずれもが29歳以下である場合 補助対象経費に相当する額（新婚世帯に属する夫又は妻のいずれかに対し、その雇用主から補助対象住宅に関する手当が支給されている場合にあつては、補助対象経費に相当する額から当該手当の額に相当する額を控除した額。次号において同じ。）と60万円とを比較していずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (2) 婚姻の届出があつた日において夫又は妻のいずれかが29歳を超える場合 補助対象経費に相当する額と30万円とを比較していずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（補助金の交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、上尾市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本（申請日において戸籍謄本を取得することができない場合にあっては、婚姻届受理証明書）
- (2) 所得証明書又は非課税証明書
- (3) 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、当該貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し
- (4) 補助対象経費に新たに住宅を取得するために要した費用が含まれる場合にあっては、当該住宅の売買契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し
- (5) 補助対象経費に新たに住宅を賃借するために要した費用が含まれる場合にあっては、当該住宅の賃貸借契約書並びに賃料、共益費及び仲介手数料に係る支払額が分かる領収書等の写し
- (6) 新婚世帯のいずれかに対し、その雇用主から補助対象住宅に関する手当が支給されている場合にあっては、住宅手当支給証明書（第2号様式）
- (7) 補助対象経費に引越費用が含まれる場合にあっては、当該引越費用に係る領収書の写し
- (8) 補助経費に住宅のリフォームに要した費用が含まれる場合にあっては、当該住宅のリフォームに係る工事請負契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し
- (9) 納税証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号又は第9号に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、これらの書類の添付を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を上尾市結婚新生活支援事業費補助金交付決定・却下通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第7条 前条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）

は、同条第1項の規定により申請した事項について変更が生じたときは、速やかに上尾市結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書（第4号様式）に、同項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、上尾市結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により補助対象者に

通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、上尾市結婚新生活支援事業費補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、報告又は書類の提出(次項において「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(関連書類の保管)

第10条 規則第22条の規定により整備する書類及び帳簿は、当該補助金の交付決定の日の属する市の会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和5年度の市予算に係る補助金の特例)

2 令和5年3月31日時点において令和4年度の市予算に係る補助金(その額が30万円に満たなかったものに限る。第4項において「令和4年度特定補助金」という。)の交付を受けた夫婦(以下「特定夫婦」という。)は、令和5年度の市予算に係る補助金(以下「令和5年度補助金」という。)に限り、第3条第6号の規定にかかわらず、その交付を受けることができる。

3 前項の規定により令和5年度補助金の交付を受けようとする特定夫婦については、第3条から第7条までの規定(第5条の規定を除く。)にかかわらず、上尾市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱(令和5年3月30日市長決裁。以下「令和5年改正要綱」という。)による改正前の上尾市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第3条から第7条までの規定(第3条第6号及び第5条の規定を除く。)を適用する。

4 第1項の規定により特定夫婦が令和5年度補助金の交付を受けようとする場合における当該令和5年度補助金の額は、第5条の規定にかかわらず、補助対象経費に相当する額(当該特定夫婦

に属する夫又は妻のいずれかに対し、その雇用主から補助対象住宅に関する手当が支給されている場合にあつては、補助対象経費に相当する額から当該手当の額に相当する額を控除した額) と令和5年改正要綱による改正前の上尾市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条に定める額から令和4年度特定補助金の額を控除した額とを比較していずれか少ない額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) とする。

附 則 (令和5年3月30日市長決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、この要綱による改正後の上尾市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度の市予算に係る補助金から適用する。

上尾市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住 所
氏 名
電話番号

上尾市結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたいので、上尾市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。また、この補助金の支給審査において、必要な戸籍の情報、住民基本台帳、市税等の申告情報及び納税の状況、生活保護の受給情報等その他受給に関する事項について、市が保有する公簿等の情報又は関係行政機関において、調査することに同意します。

1 新婚世帯について

申請者	氏名	(ふりがな)	生年 月日	年 月 日	年齢 (婚姻時)	歳
	該当する項目に ✓を記入してください。		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先からの住宅手当の支給 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 ・私及び世帯全員は、生活保護による住宅扶助を受給していません。 <input type="checkbox"/> ・私及び世帯全員は、過去に、内閣府が定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に規定する結婚新生活支援事業として都道府県又は市区町村が交付する補助金の交付を受けていません。 <input type="checkbox"/> ・私及び世帯全員は、上尾市暴力団排除条例（平成24年上尾市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員を含みません。 <input type="checkbox"/> 			
配偶者	氏名	(ふりがな)	生年 月日	年 月 日	年齢 (婚姻時)	歳
	該当する項目に ✓を記入してください。		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先からの住宅手当の支給 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 			
婚姻年月日		年 月 日	同居開始日		年 月 日	

2 補助申請額について

住居費 (取得の場合)	契約締結年月日	年 月 日	
	契約金額 (A)	円	
	支払期間	年 月 日から 年 月 日まで	
住居費 (賃貸の場合)	契約締結年月日	年 月 日	
	支払期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	{ 月額賃料 _____円 月額共益費 _____円 } ×対象月数 (B)	月額 _____円× _____か月 = _____円	
	住宅手当 (C)	月額 _____円× _____か月 = _____円	
	実質家賃負担額 (D) = (B) - (C)	円	
	その他住居費 (E)	敷金	円
		礼金	円
		仲介手数料	円
		日割家賃	円
		日割共益費	円
小計 (E)	円		
引越費用	引っ越しを行った日	年 月 日	
	費用 (F)	円	
合計 (G)	(A) + (D) + (E) + (F)	円	
補助申請額 (H)	夫婦ともに婚姻時 29 歳以下の世帯は 60 万円を、29 歳を超える世帯は 30 万円を上限として記入してください (1,000 円未満の端数は切り捨て)。	円	

(添付書類)

- 戸籍謄本 (申請日において戸籍謄本を取得することができない場合は、婚姻届受理証明書)
- 所得証明書又は非課税証明書
- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類
- 売買契約書の写し、住宅取得に係る領収書の写し等
- 賃貸借契約書の写し
- 仲介手数料に係る領収書
- 賃料、共益費等の支払いが分かる領収書等の写し
- 住宅手当支給証明書 (第2号様式。給与所得者全員分)
- 引越費用に係る領収書の写し
- リフォームに係る工事請負契約書の写し、領収書の写し等
- 市税の滞納がないことを証明する書類
- その他 ()

住宅手当支給証明書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

所在地
給与等の支払者 名称 ⑩
氏 名
電話番号

次の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

月	支給額	月	支給額
年1月	円	9月	円
2月	円	10月	円
3月	円	11月	円
4月	円	12月	円
5月	円	年1月	円
6月	円	2月	円
7月	円	3月	円
8月	円		

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)又は(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、各月の支給額欄に記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
- 5 支給していない月は、支給額欄に「0」を記入してください。

第3号様式（第6条関係）
第3号様式（第6条関係）

上尾市結婚新生活支援事業費補助金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで申請のあった上尾市結婚新生活支援事業費補助金の交付については、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 補助金交付決定額

金

円

2 交付決定条件

3 却下理由

第4号様式（第7条関係）
第4号様式（第7条関係）

上尾市結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上尾市結婚新生活支援事業費補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更理由

第5号様式（第7条関係）
第5号様式（第7条関係）

上尾市結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった上尾市結婚新生活支援事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

1 既交付決定額

金 円

2 変更交付決定額

金 円

3 変更の内容

変更前	変更後

上尾市結婚新生活支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で決定した、上尾市結婚新生活支援事業費補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

1 家賃補助等請求対象期間

(年 月から 年 月までの 月分)

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店名	本店 支店
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	フリガナ -----		